（別紙）

令和５年度派遣事業の　　『派遣業務の概要』

１．　管理組合のないマンションへの設立補助　（管理規約がない管理組合）

（１）管理規約の作成補助

（２）総会の開催補助　→規約改正は総会の特別決議が必要

２．　管理組合のないマンションへの設立または運営補助　（管理規約がある管理組合）

（１）総会開催のための管理規約確認作業

（２）総会の開催補助　→規約改正は総会の特別決議が必要

３．　管理規約の改正補助

（１）管理規約の確認作業　→役員のなり手不足、民泊、暴対法対応、第３者管理、その他

（２）総会の開催補助　→規約改正は総会の特別決議が必要

４．　長期修繕計画の立案補助　（長期修繕計画がない場合）

（１）実施済み修繕工事の聞取り・マンションの構造や資金等の確認

（２）今後の工事項目やその時期などの設定（工事計画書の作成）

５．　長期修繕計画の立案補助　（長期修繕計画がある場合の見直し作業）

（１）長期修繕計画の確認作業（実施済み工事などとのすり合わせ）

（２）長期修繕計画の見直し手順の提示

６．　大規模修繕工事計画補助

（１）長期修繕計画または過去の工事実施の確認

（２）専門委員会の設置等の一般的な手順の説明

７．　災害対応への助言・・・（地震、台風、その他）

例として、防災マニュアルの作成補助や高齢化対応（要支援者リスト整備）補助など

８．　消防署立ち入り検査への助言

（１）消防署立ち入り検査対応、その１

（２）消防署立ち入り検査対応、その２

９．　相続・権利関係の助言

（１）状況の聞取り（状況の把握）

（２）実際の対応についての助言

１０．　管理費滞納関係への助言

（１）状況の聞取り（状況の把握）

（２）一般的な対応手順についての助言

１１．マンション認定制度への対応　【マンション管理適正化法改正への対応】

（１）認定制度の説明および管理組合の現状把握

（２）現状の課題の整理など、認定へ向けての対策を提示

１２．　その他

管理会社の変更・住民トラブルなど、上記以外の事項

注意）実際のマンション管理士派遣業務については事前打合せを行い、作業内容（範囲）を決定します。尚、今回の事業における派遣は２回までの範囲となります。

以　上